

●香川県告示第70号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月10日から同月24日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町坂手甲1457番地 有限会社 朝森水産 代表取締役 森 朝征

小豆郡小豆島町坂手甲637番地 空田 博嗣

小豆郡小豆島町坂手甲1520番地4 森 勝喜

2 加入区の名称

坂手加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海町漁業協同組合